

保発 0428 第 1 号
令和 8 年 4 月 28 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
社会保険診療報酬支払基金理事長

殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会等における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 66 号。以下「改正告示」という。）が令和 8 年 3 月 5 日に告示され、同年 6 月 1 日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

医療保険制度においては、被保険者（療養病床に入院する 65 歳以上の者（以

下「特定長期入院被保険者」という。)を除く。)が保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1食当たりの総額及び被保険者等が負担する額(以下「食事療養標準負担額」という。)を定め、その差額を入院時食事療養費として、保険給付している。また、特定長期入院被保険者については、必要となる食費及び光熱水費について、1食当たりの総額及び1日当たりの光熱水費の総額並びに被保険者等が負担する食費に係る額及び被保険者等が負担する光熱水費に係る額(以下「生活療養標準負担額」という。)を定め、その差額を入院時生活療養費として、保険給付している。

食事療養標準負担額については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるとされている。また、生活療養標準負担額については、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第2項に規定する特定入所介護サービス費における、食費及び居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるとされている。それぞれの具体的な金額については、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成8年厚生省告示第203号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)において定められている。

今般、食材費等の上昇が続いていること、また光熱・水道費が上昇していること及び介護保険制度では、令和6年度介護報酬改定において、家計における光熱・水道支出を勘案し、多床室の居住費の基準費用額を引き上げたことを踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について、それぞれ所要の改正を行う。

第2 改正告示の主な内容

1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正(改正告示第1条関係)

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	<u>1食につき550円</u>

B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1食につき 330 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1食につき 270 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1食につき 220 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		<u>1食につき 130 円</u>

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	<u>1日につき 430 円と 1食につき 550 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院時生活療養（Ⅱ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	<u>1日につき 430 円と 1食につき 510 円との合計額</u>
B	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		<u>1日につき 430 円と 1食につき 270 円との合計額</u>
C	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		<u>1日につき 430 円と 1食につき 160 円との合計額</u>
D	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	<u>1日につき 430 円と 1食につき 550 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	<u>1日につき 430 円と 1食につき 510 円との合計額</u>
E	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1日につき 430 円と 1食につき 270 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1日につき 430 円と 1食につき 220 円との合計額</u>
F	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		<u>1日につき 430 円と 1食につき 130 円との合計額</u>

G	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 330 円との合計額</u>
H	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者 II	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 270 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 220 円との合計額</u>
I	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者 I		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 130 円との合計額</u>
J	規則第 62 条の 3 第 6 号に該当する者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 130 円との合計額</u>

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正 (改正告示第 2 条関係)

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、D のいずれにも該当しない者		<u>1 食につき 550 円</u>
B	C、D のいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1 食につき 330 円</u>
C	低所得者 II (高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。)第 15 条第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。)	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1 食につき 270 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1 食につき 220 円</u>
D	低所得者 I (高確令第 15 条第 1 項第 6 号若しくは同条第 2 項第 6 号又は第 14 条第 7 項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2 の(2)において同じ。)		<u>1 食につき 130 円</u>

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成 19 年厚生労働省令第 129 号。2 の(2)において「規則」という。)第 40 条各号に該当する者以外の者であって、B、C のいずれにも該当しない	入院時生活療養 (I) を算定する 保険医療機関に入院	<u>1 日につき 430 円と 1 食につき 550 円との合計額</u>
		入院時生活療養 (II) を算定する 保険医療機関に入院	<u>1 日につき 430 円と 1 食につき 510 円との合計額</u>

	者		
B	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1 日につき 430 円と 1 食につき 270 円との合計額
C	規則第 40 条第 4 号又は第 5 号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 430 円と 1 食につき 160 円との合計額
D	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1 日につき 430 円と 1 食につき 550 円との合計額
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1 日につき 430 円と 1 食につき 510 円との合計額
E	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 430 円と 1 食につき 270 円との合計額
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 430 円と 1 食につき 220 円との合計額
F	規則第 40 条第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 430 円と 1 食につき 130 円との合計額
G	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と 1 食につき 330 円との合計額
H	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と 1 食につき 270 円との合計額
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と 1 食につき 220 円との合計額
I	規則第 40 条第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と 1 食につき 130 円との合計額
J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者		1 日につき 0 円と 1 食につき 130 円との合計額

3 適用期日及び経過措置

令和 8 年 6 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとする。